2025 年 1 月 10 日
有限責任 あずさ監査法人
会計・開示プラクティス部

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号 及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号 「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対する意見

当監査法人　会計・開示プラクティス部は、2024 年 11 月 29 日に公表された、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に関するコメントを検討し、以下の通り、意見を取りまとめましたので、提出いたします。

質問

本公開草案における再提案の内容に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

（理由）
サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであると考えられるとされている（「サステナビリティ開示基準の適用（案）」BC26 項）。このため、サステナビリティ関連財務開示が、財務諸表とつながりのある形で開示されることは極めて重要と考えられる。

仮に指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び財務諸表）の報告期間と一致しておらず、これにより報告される指標に重要な相違が生じる場合、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表の情報の間のつながり（適用基準案第 31 項(3)）が失われ、開示情報の有用性が全体として損なわれると考えられる。

こうした点を踏まえ、本公開草案における再提案の内容に同意する。

以上